

## 長浜市

# 子ども若者住宅新築 支援事業補助金

長浜市への子育て世帯・若者夫婦の定住を促進するため、子育て世帯・若者夫婦の住宅取得を市独自の補助金で支援します！



補助金額  
最大 **50** 万円

■基本額: 20 万円 ■加算額: 各要件を満たすごとに 10 万円  
加算要件: 子育て世帯、市外からの転入世帯<sup>※1</sup>、ZEH 水準の住宅<sup>※2</sup>

※1 補助金を申請する日の 1 年前の日から実績報告の日までに転入する世帯員がいる世帯  
※2 断熱等性能等級 5 以上(UA 値 0.6 以下)かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上の住宅(実績報告時に第三者機関による証明書類が必要です)

### 申請の要件

#### 補助対象者

(次の要件をすべて満たす方)

- 申請年度の 4 月 1 日時点で、次のいずれかに該当する方
  - ・ 18 歳未満の子を扶養する子育て世帯
  - ・ 夫婦のいずれかが 39 歳以下である、若者夫婦世帯
- 補助金の交付を受けた後、補助対象住宅に 5 年を超えて居住できる方
- 補助対象住宅を共有する場合は、共有者予定者のうち補助対象者の要件を満たす方 1 名が共有者の同意を得た上で、代表となって交付申請ができる方
- 補助金交付後に、市が実施するアンケート調査に必ず協力できる方

#### 補助対象住宅

(次の要件をすべて満たす住宅)

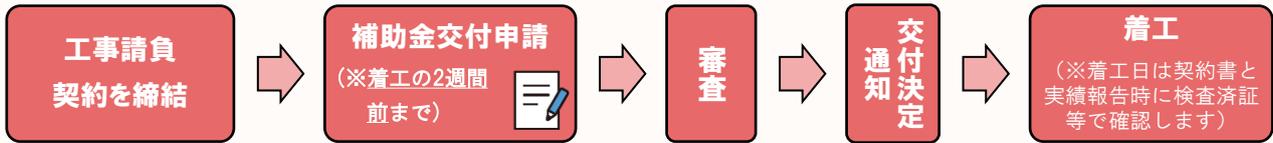
- 次のいずれかに該当する住宅
  - ・ 補助対象者との契約によって建築される注文住宅
  - ・ 補助対象者との売買契約の時点で、築 1 年を経過していない新築分譲住宅
- 申請し、補助金の交付決定を受けてから工事に着工(新築分譲住宅の購入の場合は、交付決定を受けてから引渡し)する住宅
- 交付決定の翌年度 2 月末までに引渡しを受け、補助対象者が居住を開始する住宅  
(例: 令和 6 年 6 月に申請した場合、令和 8 年 2 月末までに引渡しを受け、所有権移転登記を完了し、住民票を移して居住する)
- 補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が 2 分の 1 以上の住宅
- 市から他の補助金<sup>※3</sup>の交付を受けていない住宅  
(※3 例: 長浜市太陽光発電システム等設置促進事業補助金、長浜市産材利用促進事業補助金 等)

※次に該当する方は申請できません。

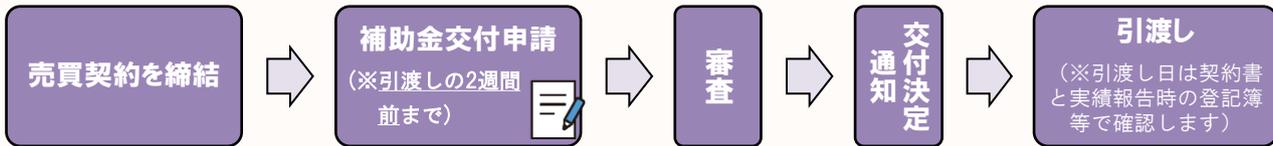
- ・ 補助金の交付を受けた住宅を、自己の居住の用以外に使用する
- ・ 補助対象住宅の居住者に市税等の滞納がある
- ・ 補助対象住宅の居住者に外国人がいる場合、日本国に永住権を有していない
- ・ 補助住宅の居住者に暴力団員がいる
- ・ 過去に本補助金、長浜市居住促進事業助成金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金又は長浜市子育て世帯・若者夫婦の ZEH 住宅等新築支援事業補助金のいずれかの交付を受けている

## 申請から事業実施までの流れ

### ■注文住宅の建築の場合



### ■分譲住宅の購入の場合



## 申請方法

申請可能な時期に、次の必要書類を長浜市住宅課までご提出ください。

### 申請時の必要書類

- (1) 補助金申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 当該住宅の位置図
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) (補助対象住宅の居住予定者のうち、申請時点で市外に居住している方がいる場合)市外居住者の住民票の写し
- (6) (補助対象住宅の居住予定者のうち、申請時点で別世帯の方がいる場合)別世帯の方の納税証明書
- (7) 注文住宅の建築の場合、工事着工前の写真
- (8) 共有予定者がいる場合、共有名義者同意書(様式第3号)
- (9) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合、外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる書類(BELSの評価に係る申請時に提出するもの等)
- (10) 施工業者が手続を代行する場合、手続代行届(様式第4号)
- (11) その他、市長が必要と認める書類

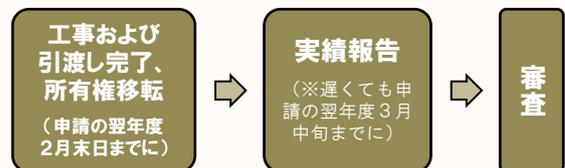
## 事業完了後

事業が完了しましたら、長浜市住宅課まで実績報告書類をご提出ください。

### 実績報告時の必要書類

- (1) 補助事業に係る費用の支払が確認できるもの
- (2) 引渡しを受けた住宅の全体写真
- (3) 当該住宅に係る建物の登記事項証明書の写し(所有権の保存登記又は移転登記が完了したもの)
- (4) 建築基準法に基づく検査済証の写し(建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、同項第4号の規定により指定される区域以外の区域にある場合、建築工事届の写し)
- (5) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合、次のいずれかの書類  
BELS評価書の写し、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書又は性能向上計画認定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

### ■実績報告の流れ



電子申請が可能です!



詳細はこちらをご確認ください

### お問い合わせ

長浜市 住宅課 住まい政策係(本庁2階)  
〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地  
☎ 0749-65-6533 ✉ jutaku@city.nagahama.lg.jp

URL : <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013879.html>